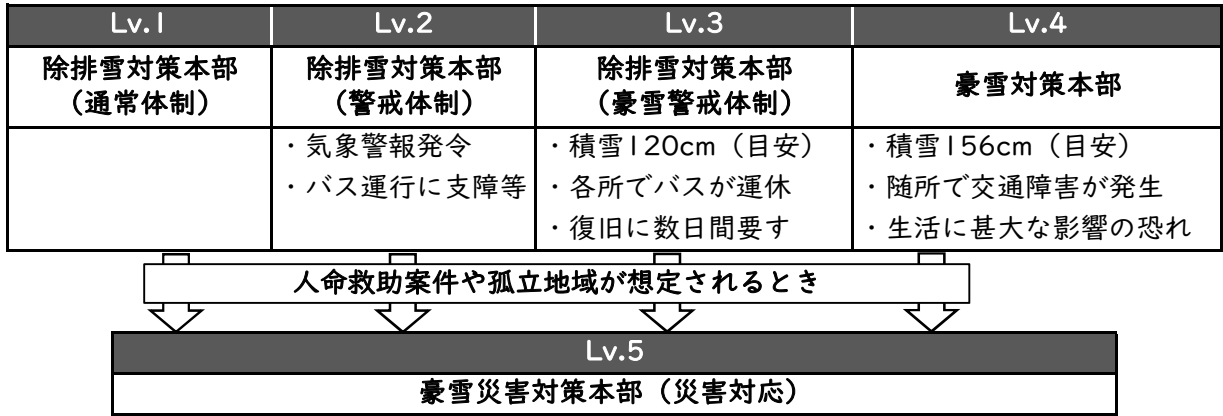


本部体制

【1】 除排雪対策本部の体制

- ① 本部事務局の職員数 62名 ※R3は65名体制
- ② 令和4年11月15日(火)設置 ※3月下旬まで
- ③ 気象状況などにより5段階の体制



【2】 24時間体制の電話受付

22-8400 ※24時間体制は、本格的な降雪(根雪)になってから

除排雪事業(道路除排雪)

【1】 道路除排雪の主な特長

- ① 直轄機動班(3班体制)によるバス路線確保の迅速化、学校周辺の通学路の安全確保
- ② 排雪路線の近隣に運搬排雪用雪堆積場(13箇所)を確保し、昼間中心の効率的な運搬排雪を実施
- ③ 除排雪用機械の計画的な更新 ※R4は除雪ドーザ1台を購入
- ④ 利根別川消流雪事業や大雪時の支援策などについて、国・道との連携を強化
- ⑤ ICTのさらなる活用
スマート農業用GNSSガイダンス装置を活用し、未除雪路線の雪割を実施
スマートデジタル技術の活用による「除排雪管理・作業支援システム」の取り組み

【2】 除排雪延長

種別	R4延長	R3計画延長	種別	R4計画延長	R3計画延長
車道除雪	963.0km	963.5km	運搬排雪	89.7km	89.7km
歩道除雪	141.9km	141.9km			

※郊外(主に北村遊水地内)の車道除雪延長減

【3】 除排雪作業の出動時間等

① 除雪出動

出動目安	新雪除雪	・降雪量が10cm以上予測されるとき ※深夜帯から作業開始
	路面整正	・路面がワダチ状になり、交通障害が予測されるとき ・降雨や気温上昇による融雪で、通行に支障を及ぼす事態が予測されるとき
	拡幅除雪	・道路幅員が狭くなったり、見通しが悪くなったり、通行に大きく支障を及ぼす事態が予測されるとき
作業時間	目標完了時刻	・午前7時まで ※気象状況などにより変更あり

② 排雪作業

作業時間	・午前9時から午後6時頃までが目標作業時間 ※積雪・道路状況により変更あり
------	---------------------------------------

令和4年度 総合的雪対策の概要

除排雪事業（地域との協働）

- 【1】 令和4年度の『雪対策説明会』を開催
10月14日に町会連合会及び各地区町会連絡協議会に対し雪対策説明会を開催
- 【2】 令和4年度地域除雪懇談会の開催
11月中旬から、各地区町会連絡協議会単位の地域除雪懇談会を開催予定
 - ・R3は19地区で開催し、町会関係者192名が出席
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止
- 【3】 地域自主排雪への支援
 - ① 町会が自主的に行う生活道路の排雪にロータリ除雪車、除雪ドーザ、交通誘導警備員を支援
 - ② 実施期間：12月から3月10日まで
 - ③ 実施回数：原則2回までに
 - ・R3は、41町会で実施
- 【4】 地域除雪センターへの支援
 - ① 緑が丘地区、上幌向地区、日の出地区の3地区で開設予定
 - ② 除雪出動日に町会等担当者と除雪業者がセンターに詰め、迅速で地域の実情にあった対応が可能
 - ③ 除雪センターの開設地区を増やすため、センターでの取組み等をPR

除排雪事業（雪堆積場）

- 【1】 市民雪堆積場
 - ① 日の出町、岡山町、栗沢町、上幌向町の4箇所で開催
 - ② 開設時間は、別紙位置図参照
- 【2】 地域雪堆積場
 - ① 公共の遊休地をはじめ、民有地についても地域雪堆積場として活用（道路除排雪の雪も対象）
 - ② 利用可能な民有地（空き地等）の新たな協力（提供）を募集
 - ③ 地域雪堆積場として公園を活用
 - ・地域自主排雪と連動して公園への投雪を実施
 - ・公園の集約や再編について、関係町会と協議

安全対策

- 【1】 令和4年度の『除排雪業務安全大会』を開催
除排雪業務受託者を対象に除排雪業務の安全大会を開催予定
 - ・11月29日(火)午前10時から岩見沢平安閣で開催（出席者：100名程度）
- 【2】 雪下ろし安全装備の無料貸し出し
雪下ろし安全装備3点セット（ヘルメット・安全带・ロープ）の無料貸し出し
- 【3】 人的被害の減少に向けた取組み
 - ① 昨年の人的被害の状況や除雪作業時の注意事項などを記載した啓発チラシをHPに掲載
 - ② 学校周辺の通学路の安全を確保するため、教育委員会と連携し情報を共有

空き家対応

- 【1】 空き家対応
 - ① 空き家パトロールによる積雪状況の確認。公道への落雪防止や緊急措置による危険回避
 - ② 管理不全空き家の所有者に対する指導を徹底 ※状況写真を添付し改善を促す指導書の送付
 - ③ 管理不全空き家のマップを作成し、町会と情報を共有

令和4年度 総合的雪対策の概要

高齢者世帯等支援

【1】 豪雪パトロール

- ① 豪雪警戒体制への移行に伴い、16班（48名）の高齢者世帯等調査支援班を追加動員
- ② 高齢者世帯等への豪雪パトロールを実施。必要な場合は、玄関先や給排気筒付近の除雪支援
- ③ 調査時は対象者に声かけの実施。不在宅にはチラシを配布

【2】 冬の暮らし支援事業

助成内容		助成額			備 考
			助成割合	上限額	
雪下ろし助成	H24～	1回あたり	1/2	2万円	利用回数：上限2回
間口除雪助成	H30～	1シーズン	1/3	2万円	運搬排雪10回以上のシーズン契約
定期排雪助成	R1～			1万5千円	

※間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません
対象世帯の要件（雪下ろし助成・間口除雪助成・定期排雪助成共通）

・市内の一戸建て住宅に住む、次の[1]と[2]のすべてに該当する世帯

[1]市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯

[2]世帯構成が高齢者世帯、障がい者世帯のいずれかに該当

・高齢者世帯・・・世帯の全員が70歳以上の世帯（S27.3.31以前の生れの方）

・障がい者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

※70歳未満でも、病気・けがにより除雪ができないと判断される世帯は助成の対象

【3】 町会等除雪ボランティア支援事業

社会福祉協議会と連携し、町会の除雪ボランティア活動を支援

【4】 その他除雪ボランティア

社会福祉協議会にボランティア登録いただいた企業・団体・個人の方が除雪を必要とする方を支援

情報提供

【1】 情報伝達手段の多様化

- ① 市ホームページ、メールサービス、Twitter、Facebook、LINE、市民気象情報、コミュニティFM放送、有線放送、地デジ広報（8ch UHB）、ヤフー防災速報など
- ② 雪や冬の暮らしに関する情報を表示する”雪情報モニター”を市内6箇所に設置
設置場所：岩見沢市庁舎、北村支所、栗沢支所、市立総合病院待合室、であえーる1階玄関、いわみざわ健康広場
- ③ 「冬の暮らしガイドブック」概要版を作成し、転入者に配布
これまでの「冬の暮らしガイドブック」はHPに掲載

【2】 情報提供内容の充実

- ① 道路除排雪関係・・・排雪作業に伴う通行止め情報など
- ② 市民周知関係・・・降雪・積雪状況、支援活動状況、ルール・マナーに関する協力要請など
- ③ 注意喚起関係・・・気象情報、落雪注意、車両運転注意、暴風雪に伴う外出の自粛など
- ④ その他・・・臨時休校情報、除雪ボランティア募集など

市民雪堆積場位置図



冬のくらし

に備えよう

岩見沢市は冬になると季節風の影響により、特に雪の多い地域として知られており、多いときには積雪が2mを超え、総降雪量が10mを超えることもあります。市では、市民の皆さんが冬でも安全で快適に生活することができるよう、除排雪の実施や高齢者等への支援など総合的な雪対策に取り組んでいます。本紙では除雪作業の注意点や道路除雪でのルールについてまとめています。

雪に関する情報を入手しよう

除雪作業や外出をするときは、その日の天気や路面の状況を知っておくことで、安全に活動することができます。市では、冬のくらしに役立つ情報をホームページやSNS、ラジオなどを使って発信しています。必要な情報を自分にあった方法で入手しましょう。

情報内容 情報発信手段	荒天、路面・落雪 注意情報	積雪・降雪情報	公共交通の 運行状況	排雪に伴う 通行止め情報	豪雪パトロール 活動状況
市ホームページ	○	○	○	○	○
市メールサービス	○		○	○	
SNS(Twitter、Facebook、LINE)	○		○	○	○
Yahoo! 防災速報	○				
市民気象情報ホームページ		○			
ラジオ放送(FMはまなす)	○			○	

家の除雪作業の注意点

◆ 安全な除雪を心がけましょう！

寒い屋外での除雪作業は重労働です。
天候に気をつけ、休息や水分を十分とって、無理のない除雪作業を心がけましょう。

除雪作業の注意点

- ★大雪や暴風雪など悪天候のときは、無理をせずに除雪作業を控えましょう。
- ★気温が高い日には、落雪が起こりやすいので、注意しながら作業しましょう。
- ★除雪作業中に帽子をかぶったり耳当てをしたときは、音が聞こえづらくなり、周囲の状況に気づきづらくなります。車の走行や歩行者に注意しながら作業しましょう。

◆ 給排気筒周りの除雪をしましょう！

降雪や屋根からの落雪で、FF式ストーブの給排気筒がふさがると、不完全燃焼の原因になることや、排気ガスが室内に逆流してしまう恐れがあります。定期的に給排気筒の周辺を除雪して、スペースを確保しましょう。

◆ 屋根の雪下ろしには細心の注意をしましょう！

屋根の雪下ろし作業は命に関わる事故につながりやすい危険な作業です。
必要な装備を準備したうえで、慎重に作業しましょう。

屋根の雪下ろし作業の注意点

- ★体調の悪いときは無理しないようにしましょう。
- ★屋根の上に登る方は、必ず「ヘルメット」をかぶりましょう。
- ★「安全帯」「命綱(金具付ロープ)」を装着して作業しましょう。
- ★一人で作業しないで、必ず複数人で作業しましょう。
- ★滑りにくくするために、屋根の上には雪を少し残し、軒先には立たないようにしましょう。



「雪下ろし安全装備」の無料貸出し



市では、屋根の雪下ろし作業中の事故を防ぐため、安全装備の貸出しを無料で行っています。

貸出用具：ヘルメット、安全帯、命綱(金具付ロープ)

貸出対象：岩見沢市内で使用する方
(※営利活動には使用できません。)

貸出期間：原則、3日間

受付日時：土日、祝日、年末年始を除く、8時45分～17時30分

申込場所：市役所防災対策室、北村支所、栗沢支所、
幌向サービスセンター

※申し込み時は身分証明書を持参してください。

◆ 家庭用除雪機の使い方にご注意しましょう！

家庭用除雪機は、除雪作業の負担を軽減してくれますが、使い方を誤ると大事故につながる可能性があります。

家庭用除雪機を使用するときは、次の点にご注意しましょう。

家庭用除雪機での作業の注意点

- ★服が除雪機に巻き込まれないように注意しましょう。
- ★除雪機の点検、雪詰まりを取り除く場合、除雪機から離れるときは必ずエンジンを止めましょう。
- ★雪詰まりを取り除くときは雪かき棒を使用しましょう。



道路除雪のルール

◆ 岩見沢市の除雪の特徴

市では、10cm以上の降雪が予測されるときに、交通量の少ない深夜から朝7時頃までに除雪作業を行います。通勤・通学で交通量が多くなる時間までに作業を終わらせるためには時間が限られているため、雪を道路の左右にかき分ける除雪を行っています。

そのため、除雪後はかき分けた雪が各家庭の玄関前や車庫前に寄せられますが、その雪の処理は各家庭でお願いしています。なお、朝方に集中した降雪があり、朝7時までに作業を終えることができないと予想される場合は、除雪車の出勤を見送る場合があります。



◆ 自宅の雪を道路に出さないでください

自宅の雪を道路に出してしまうと、せっかく除雪した道路が雪で狭くなり、自家用車や緊急車両の通行が妨げられます。

その結果、渋滞の発生やバスの遅延・運休につながり、正常な道路交通を確保することが難しくなるため、自宅の雪はご自身の敷地内に堆積するか、業者へ依頼して排雪するなどの処置をお願いします。



◆ 路上駐車は絶対にやめてください

道路に駐車車両があると、除雪作業に支障をきたすだけでなく、緊急車両の通行を妨げることとなりますので、路上駐車はやめてください。

知っていますか？路上駐車は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反です

道路上の場所を自動車の保管場所として使用したり、道路上の同一の場所に長時間駐車したりする行為は、法律違反で、罰則があります。



高齢の方や障がいを持っている方への支援

◆ 豪雪パトロール

市では、豪雪時に高齢者や障がい者世帯などの安全確認のため、必要に応じて各世帯を回り、間口や屋根雪、ストーブの吸排気筒の状況確認と除雪支援をするパトロールを行っています。



◆ 冬の暮らし支援事業

雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がい者世帯に対して、事業者が行う家屋の屋根の雪下ろし、間口の置き雪除雪、定期排雪に要した費用の一部を助成しています。

○対象世帯要件

市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯で、対象世帯要件の市内の一戸建て住宅に住んでいる次のいずれかに該当する世帯。

- ・世帯の全員が70歳以上の世帯。
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯。

※世帯分離していても、同じ敷地(隣接含む)に住んでいる方全員を同一世帯と判断します。

※生活保護世帯は対象外です。

※営業している店舗や集合住宅は対象外です。

※70歳未満でも、病気・けがにより除雪ができない方で助成を希望される方はお問合せください。

雪下ろし助成

- ・家屋の雪下ろし作業や雪下ろし後の運搬排雪、家屋の屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪。

- ・助成限度額
1回2万円
- ・助成割合：2分の1
- ・利用回数：上限2回

間口除雪助成

- ・道路除雪後の間口の置き雪の処理、自宅敷地内で処理できなくなった雪の運搬排雪。

- ・助成限度額
1シーズン2万円
- ・助成割合：3分の1

定期排雪助成

- ・敷地内に溜めた雪の定期的な運搬排雪。(10回以上のシーズン契約)

- ・助成限度額
1シーズン1万5千円
- ・助成割合：3分の1

※間口除雪助成と定期排雪助成はどちら一方しか利用できません。

■冬の暮らしについてのより詳しい情報については、市ホームページに掲載している「冬の暮らしガイドブック」をご覧ください。

問合せ先

家の除雪作業の注意点に関すること 0126-35-4823(岩見沢市役所総務部防災対策室)

道路除雪のルールに関すること 0126-22-8400(岩見沢市役所除排雪対策本部)

高齢の方や障がいを持っている方への支援に関すること

0126-35-4132(岩見沢市役所健康福祉部高齢介護課)